

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	加東市特別職報酬等審議会（第2回）
開催日時	平成28年12月22日(木) 16時00分から17時20分まで
開催場所	市庁舎301会議室
議長の氏名 佐々木 正利	
出席及び欠席委員の氏名	
浅野 良一 友藤 富士子 橋本 昌子 今井 正人 藤本 佳伸 吉田 圭孝 梶本 隆介(欠席) 白井 欣之(欠席) 中島 正光 (欠席)	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	
総務部長 時本 敏行 総務課 課長 長田 徹 副課長 原田 幸広・主幹 小藪 啓子	
参考人 病院事業部事務局 5名	
議題、会議結果、会議の経過及び資料名 議事(経過含む)	
病院事業管理者の給料の額について 教育長の給料の額について ※双方とも審議中	
資料名 ① 県下市の教育長新体制移行調査表 ② 加東市市民病院経営健全化基本計画進捗状況 ※なお、資料については行政間の内部資料もあるため、部分公開としています。	
傍聴者 0名	

会議録>>

(1)病院事業管理者の給料の額について

会長 開会

参考人招致しています。

(参考人 入室)

参考人 病院経営状況等説明

会長 院長と管理者との違いを再度確認する。

参考人 重い責任がかかる。院長は病院事業部長となる。契約事務、人事権等を持っていない。管理者になるとその業務の責務も負うことになる。

浅野委員 医療職が管理者になつても、ならなくともどちらでもよいか。またドクターが管理者になった場合、医療業務は控えるのか

参考人 院長が管理者になってかまわない。その折の医療業務の兼務については、医療収益も見込めることから双方の業務に携わっていただきたい。

会長 すでに人選しているのか。

参考人 管理者には医療職を検討している。

吉田委員 新しい部署を設けるとかの判断は、病院管理者が決定するのか。

参考人 最終判断は管理者にゆだねる。

会長 例えば、診療科目を増やすといったことは市長、管理者どちらが決めるのか。

参考人 診療科目は条例で記載してある。科目的増減は管理者が提案するが、議会への上程は市長が行う。

浅野委員 給料表は独自で決めるのか。

参考人 案を決め、条例化します。

(参考人 退室)

藤本委員 参考資料の81万円なにがしが現院長の給料ですか

事務局 例として医療職の最高額を提示しています。

浅野委員 これは医療業務の手当がついての額ですか。

事務局 そうです。それも含め全体額で審議いただきたい。

浅野委員 今回の特別職の報酬額は、市長、副市長とのバランスをどうとるのか。

事務局 他の病院でもとらえ方がさまざまで、一概にいいづらいところです。

浅野委員 今回は医療職の方が管理者と、考えて審議すればいいですね。

事務局 それで結構です。

吉田委員 手当をつけずに報酬額を決定するんですよね。

事務局	月額のみを決定いただく
吉田委員	宿日直業務に関係なく、ですね。
藤本委員	院長だから管理職手当がある。月給+管理職手当+責務（上乗せ分）と考えればどうか。
事務局	病院管理者に管理職手当は含めない。一般的の手当ではすべて省いて考えて欲しい。ただし、労務提供があれば、それに応じて支払われる手当はある。
浅野委員	なにか、積算するうえでの考え方を提示してもらえないか。
事務局	一般職の最高額と副市長との差額を医療職の最高額に加算する。
浅野委員	となれば、一般の方が管理者になれば、一般職と副市長の差額をそのまま参考にし、副市長と同額ということになりますよね。
吉田委員	現院長よりは高くならないと。この審議会では、きっちりとした額が要るのか、幅をもたせてよいのか。
会長	しつかりとした額の決定は困難かと思うが。
浅野委員	計算の手法を決めておけばいいのでは。次回の改定の折も役立つ。
事務局	管理者は経営センスが求められる。経営悪化があれば、管理者評価につながる。
今井委員	その経営評価に応じて報酬額が変わることはないんですよね。
事務局	随時連動するわけではないが、悪化すれば4年の任期を待たずして罷免もありうる。
浅野委員	管理者は議会の承認は要るのか。
事務局	市長の任命で済む。
会長	市長、副市長とのバランスも配慮し、率で検討すればいかがか。
浅野委員	ドクターが管理者になれば、副市長より多い、一般の方が管理者になれば副市長と同額となる。
吉田委員	90%から95%か、しかし厳しい辛い立場ですよね。
藤本委員	人事管理も要るでしょうしね。
今井委員	民間病院で同等の立場ならもっと高額なんでしょうね。
会長	では、市長の報酬額の93%から95%の間でどうか。
事務局	病院の経営状況も厳しい。この範囲の額が市長から提示できるかどうか、再度検討いただきたい。
今井委員	厳しい経営状況だから下げるとなれば、経営が上向けば上げないとフェアでない。
事務局	先ほどの金額は経営状況を勘案せずに決めていただいたと、これに今の経営状況を加味してどう審議いただけるか。
会長	ある程度のところで額を決めておいて経営が上向けば上げるよう検討するのが、通常かと思う。
藤本委員	4年の任期内の限られたなか経営改善が求められる。罷免もある。今の経営状況を報酬額に作用させるのもいかがか。
浅野委員	いま、少しずつ経営がよくなっていると報告を受けている。

会長 それでは次回に継続審議とします。

(2)教育長の給料の額について

事務局 県下市の教育長の異動等の説明。

浅野委員 職責が増えている。報酬額が上がらない理由がない。

藤本委員 市の合併から額がかわっていないですね。5千円ほど増額がのぞましいのではないか。

友藤委員 いつから新教育長体制になるのか。

事務局 次期教育長からです。

今井委員 額の幅をもたせてよいか。

事務局 かまいません。

会長 5千円から1万円の増額でどうか。

今井委員 今回は、職責がかわるということで改正された。次回変更する折の理由がたつか、職責が減れば額を下げるのか、となる。

事務局 近隣を見て、検討するケースがある。職責がかわって改正するのは過去にはない。

今井委員 過去どういう経緯で改正あったのか。

浅野委員 西脇市は官民比較や財政状況を鑑みて改正しているようだ。

事務局 そのように定期的にこの委員会で審議すべきかと思う。

浅野委員 市の合併時には上がったのか。

事務局 町長が市長になった折は大きく増額がありました。

浅野委員 つまり職責による報酬額の変更は合併時だけですね。

吉田委員 現行額でもかまわないし、微増もあるかと。

浅野委員 そうですね。

藤本委員 大きく職責が増したところはありますか。

事務局 最終の責任が不明確だったものを、明確化するのがこの体制のねらい。

会長 新教育長体制により職責も増えた、教育委員長の分も加算してはどうか。

次回答申（案）も作成した上で報酬額の決定もお願いしたい。

では、これをもち議事終了とします。

- 散会 -

平成29年1月20日

議長 佐々木正利

署名人 藤本佳伸

署名人 横手昌子